



伊賀と野 NINJA フェスタ 2011 ボランティアスタッフ

春に開催の「伊賀上野NINJAフェスタ」には、毎年県内外から多くの観光客に来ていただいています。そこで、イベントをお手伝いしてくださるボランティアを募集します。皆さんも楽しみながら参加してみませんか。

【募集ボランティア】

▼イベントボランティア

忍者道場でのゲーム受付や進行、忍者衣装の貸し出しなど

▼忍者衣装着付けボランティア

忍者衣装着用の手伝い

【と き】

4月24日(日)～5月5日(木)・祝(全日とも午前9時30分～午後4時30分)の土・日曜日・祝日のうち、1日単位で参加希望日を事前に登録

【ところ】

【対象者】

16歳以上で、責任を持って来ていただける人
※高校生も応募できます。ただし、保護者の同意を得られた場合に限りです。

【申込方法】

参加希望日・氏名・年齢・電話番号を記入の上、はがき・FAX・Eメールのいずれかでお申し込みください。

【申込期限】

【その他】

○昼食とわずかばかりのお礼をいたします。
○直前に説明会があります。
○詳細は改めてご本人に連絡します。

【申込先・問い合わせ】

〒518-1395 伊賀市馬場1-128番地
伊賀市産業建設部
伊賀上野NINJAフェスタ実行委員会事務局
(商工労働観光課内)
☎ 43・2309 FAX 43・2311
✉ shoukan@city.iga.lg.jp

情報交流ひろば

となりまち いが・こうか・がめやま

▼流鏝馬



甲賀市

春の訪れを告げる 地域の風物詩

～甲賀市の無形民俗文化財～

甲賀市の指定無形民俗文化財には、地域の風物詩として定着するまつりが多くあります。

甲賀町椿神社の例祭では、4月の第1日曜日(今年は3日)に350年続く流鏝馬神事が行われます。疾走する馬の上からのめがけて矢を放ち、扇を持って駆け抜ける勇壮な光景が見られます。

甲南町檜尾神社のお田植え祭りでは、春分の日天狗の面をつけた役が田植えを演じる興味深い芸が行われます。

ほかにも3月27日(日)に「あいの土山斎王群行」が行われます。今年で14回目を迎える1300年前の平安絵巻は、滋賀県が選定する「近江水の宝」に選定されています。いにしへの雅やかな光景にアマチュアカメラマンも数多く訪れます。

うらかな春の訪れを甲賀の歴史で感じてみてはいかがでしょうか。

【問い合わせ】 甲賀市歴史文化財課 ☎0748-86-8026

【問い合わせ】 甲賀市広報課 ☎0748-65-0675

亀山市



みつまた祭り

～春の気配を感じてみませんか～

安坂山町坂本地区の奥、野登山の麓の斜面を黄色く染め、小さく丸い花を咲かせるみつまた。

3月下旬の開花の時期に合わせ、今年も「みつまた祭り」が開催されます。ほのかな香り漂うみつまたをお楽しみください。

【と き】 3月27日(日) 午前10時～午後3時

【ところ】 坂本農村公園とみつまた群生地(坂本農村公園から約2.5km、徒歩約40分)

【内容】 みつまたツアー・豚汁のふるまいや山菜てんぷらの試食・紙すき体験コーナー など

【アクセス】 東名阪自動車道「亀山IC」より約20分(亀山IC→国道1号→県道302号)

【問い合わせ】

亀山市市民相談協働室
☎0595-84-5008

みつまた群生地▶



【問い合わせ】 亀山市広報秘書室 ☎0595-84-5021

軽自動車・原動機付自転車などの 廃車・名義変更などの手続きはお早めに！

■手続きは3月中にしましょう

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年分の税額が課税されます。そのため、4月2日以降、年度の途中で廃車や名義変更をしても、1年分の税額を納めていただくことになります。

こうしたことから、毎年3月末には廃車や名義変更手続きが集中しますので、これらの手続きが必要な人は早めに手続きを済ませてください。普通自動車についても大変混雑しますので、早めに手続きを済ませてください。

また販売業者などに廃車手続きを依頼して、ナンバープレートごと車両を引き渡した人は、廃車手続きが完了しているか、再度車両を引き渡した販売業者などに確認してください。

■減免申請書は毎年提出が必要です

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちで、軽自動車税の減免を受ける人は、納税通知書が届いてから納期限7日前の5月24日(火)までに減免申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、申請してください。

この申請は、現在、減免を受けている人も、引き続き減免を受ける場合は毎年提出が必要です。

【問い合わせ】 課税課
☎ 22-9613 FAX 22-9618



■廃車・名義変更

▼軽四輪自動車

軽自動車検査協会三重事務所
☎ 059・234・8431

▼軽二輪車

三重県軽自動車協会
☎ 059・234・8611

▼小型二輪・普通自動車

中部運輸局三重運輸支局
☎ 050・5540・2055

※必要な書類などは、車種や手続き内容によって異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。
▼原動機付自転車・小型特殊自動車・農耕作業用等自動車

課税課市民税係
☎ 22・9613 FAX 22・9618

伊賀支所振興課
☎ 45・9111 FAX 45・9120

島ヶ原支所振興課
☎ 59・2053 FAX 59・3196

阿山支所振興課
☎ 43・1543 FAX 43・1679

大山田支所振興課
☎ 47・1150 FAX 46・1764

青山支所振興課
☎ 52・1112 FAX 52・2174

■手続きに必要なもの

【廃車手続きの場合】

印鑑・ナンバープレート・標識交付証明書

【名義変更手続きの場合】

両者の印鑑・標識交付証明書

■農業委員会農地部会の開催日などのお知らせ

■平成 23 年度 農地部会日程表

申請書など提出締切日	農地部会開催日	三重県農業会議常任 会議員会議開催日
3月22日(火)	4月11日(月)	4月25日(月)
4月18日(月)	5月11日(水)	5月23日(月)
5月23日(月)	6月10日(金)	6月23日(木)
6月17日(金)	7月5日(火)	7月19日(火)
8月1日(月)	8月19日(金)	9月1日(木)
8月22日(月)	9月9日(金)	9月26日(月)
9月22日(木)	10月11日(火)	10月24日(月)
10月21日(金)	11月10日(木)	11月24日(木)
11月18日(金)	12月6日(火)	12月19日(月)
12月13日(火)	1月11日(水)	1月23日(月)
1月23日(月)	2月10日(金)	2月23日(木)
2月22日(水)	3月9日(金)	3月23日(金)

平成23年度農業委員会の農地部会開催日と、その申請書などの提出締切日を次のとおり決定しました。
農地の売買で所有権を変えるとき(3条申請)や農地(田・畑)を農地以外のものに転用しようとするとき(4条・5条申請)などには、農地法に基づく許可が必要ですので、必要な手続きを行ってください。
申請書などは、農業委員会事務局・産業建設部窓口(本庁北庁舎3階)・各支所振興課に必要書類を添えて提出してください。締切日以降の提出や書類に不備がある場合などは、農地部会への上程が翌月になることがあります。
※申請書などは随時受け付けます。

【問い合わせ】 農業委員会事務局
☎ 43・2312 FAX 43・2313

